

専決処分事項（令和3年度東京都東村山市一般会計
補正予算（第3号））の報告

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年8月27日報告

東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算
(第3号) 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年6月28日専決

東京都 東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,763,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月28日

東京都東村山市長
渡 部 尚

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,601,293	160,793	11,762,086
	2 国庫補助金	1,032,947	160,793	1,193,740
歳入合計		59,603,125	160,793	59,763,918

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,749,602	160,793	30,910,395
	1 社会福祉費	11,932,803	160,793	12,093,596
歳出	合計	59,603,125	160,793	59,763,918